

令和3年12月16日発信

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、次のとおりお知らせいたします。

### I. 卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

情報発信 No.23（令和2年5月15日）で発信しました、卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドラインが令和3年12月14日付けで改正されましたので、お知らせいたします。

本ガイドラインを活用することにより、卸売市場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

#### 添付資料

- ・「卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン」
- ・「卸売市場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
- ・「卸売市場におけるイベント開催での新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト」

※新型コロナウイルス感染症に関する情報は、農林水産省のホームページで公表されています。

（農林水産省ホーム > 基本政策 > 新型コロナウイルス感染症 >

新型コロナウイルス感染症発生時の対応・業務継続に関するガイドライン）

「農林水産省所管の関係団体等が作成する業種別ガイドラインについて」より

業種－飲食料品供給－ガイドラインを参照してください。

## 卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日制定  
令和2年5月25日改正  
令和2年8月5日改正  
令和2年12月18日改正  
令和3年12月14日改正  
全国中央卸売市場協会  
全国公設地方卸売市場協議会  
全国第3セクター市場連絡協議会  
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会  
一般社団法人全国青果卸売市場協会  
全国青果卸売協同組合連合会  
一般社団法人全国水産卸協会  
全国魚卸売市場連合会  
全国水産物卸組合連合会  
公益社団法人日本食肉市場卸売協会  
東京食肉市場卸商協同組合  
一般社団法人日本花き卸売市場協会  
一般社団法人全国花卸協会

### 1. はじめに

- 令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出されましたが、食料品その他生活必需品の流通を担う卸売市場については、政府からの要請（注1、注2、注3）も踏まえ、事業を継続してきたところです。

（注1）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴う食品その他生活必需品の安定供給の確保について」（令和2年4月6日農林水産省食料産業局長・経済産業省商務・サービス審議官）

（注2）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言下におけるゴールデンウィーク中の食品の安定供給の確保について」（令和2年4月24日食料産業局長・政策統括官）

（注3）「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言の延長下における引き続きの食品の安定供給の確保について」（令和2年5月7日食料産業局長）

- こうした中、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「専門家会議提言」という。）においては、「業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい」とされたところです。

- さらに、令和2年5月4日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長するとともに、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。
- このため、卸売市場関係団体においては、専門家会議提言において示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえつつ、基本的考え方と具体的取組（①各施設の実情に応じた感染予防対策、②従業員の感染予防・健康管理等）に関し、本ガイドラインを定めることといたします。
- デルタ株等変異株による感染拡大といった状況もあり、こうした点も踏まえて各事業者におかれましては、本ガイドラインをさらに一層活用することにより、卸売市場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

## 2. 基本的考え方

- 食料品その他生活必需品の流通を担う卸売市場は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であり、人員や物的資源等を確保し、業務を継続することが求められています。
- このため、本ガイドラインでは、卸売市場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図る観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）を避けるための取組を、卸売市場の規模や施設の配置の実情に応じて実施する際に参考とすべき取組を例示し、指針として示しています。
- また、事業を継続していく上では、従業員の健康の確保が不可欠です。このため、本ガイドラインにおいては、従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

## 3. 具体的な取組

### (1) 卸売市場における感染予防対策

卸売市場には多数の関係者（物流事業者、売買参加者、買出人など）が訪れることから、卸売市場の規模や施設の配置などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、卸売市場における従業員及び関係者への感染拡大のリスクを下げるのが重要です。

このため、各事業者においては、実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、卸売市場における感染予防策の充実を図ることが求められます。

### ① 換気の徹底

卸売市場が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

- ✓ 換気設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努める。
- ✓ 換気の徹底（適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上が望ましい））
  - ※ 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと。

### ② 社会的距離の確保

施設の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、各業種に共通する留意点として「人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）」とされている。）

- ✓ 適切にマスク（不織布、又は品質の確かなものが望ましい）を着用し、咳エチケットを徹底する。また、十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う。
  - ※ 正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
- ✓ 施設内で大声を控えるなどの注意喚起の掲示を行うとともに、人との間隔は、できるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保する。また、整列する場合には、人と人との十分な間隔を空けるよう、列にマークを付ける等の工夫も検討する。

### ③ 清掃・消毒

通常の清掃に加え、卸売市場の定期的かつこまめな消毒等に関し、以下のような取組を行う。

- ✓ 従業員及び関係者のための手洗い徹底とともに、手指の消毒設備を入口及び施設内に設置する。
- ✓ トイレについては、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、多数の者が接触する場所は定期的に消毒を行うとともに、ハ

- ンドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わない。
- ✓ 特に、施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）における消毒を徹底する。
  - ✓ 鼻水、唾液などが付いたゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉し縛るとともに、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、石けんと流水で手を洗う。
  - ✓ 消毒方法については、例えば厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

#### ④ 休憩スペースの管理

休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする（対面の場合、パーティションの設置も検討）。
- ✓ 休憩スペースは、常時換気する。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ✓ 従業員及び関係者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

### （２）従業員の感染予防・健康管理

事業継続を確保するとともに、卸売市場における感染拡大予防を確かなものとするためには、従業員の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。

このため、各事業者においては、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることが求められます。

#### ① 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底

従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。

#### ② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

従業員による適切なマスク、フェイスシールド等の着用や、換気（適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気。こまめな換気の場合、1時間に2回以上、かつ1回に5分間以上）、必要に応じ手袋の着用やこまめな手洗い、消毒を徹底することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図る。また、マスクをしていても大声を控え、会話を短く切り上げるようにする。

また、従業員のユニフォームや衣類はこまめに洗濯するよう指導する。

#### ③ 対人距離の確保

従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するととも

に、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。人と人が対面する場合には、三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図る。支払いが発生する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励し、難しい場合には現金の受け渡しにコイントレーを活用する。

#### ④ 休憩スペース等の管理

休憩スペースや喫煙所は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする（対面の場合、パーティションの設置も検討）。
- ✓ 休憩スペースは、常時換気する。
- ✓ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的かつこまめに消毒する。
- ✓ 入退室の前後に手洗いをする。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行うこと。

#### ⑤ 更衣室の管理

多くの従業員が利用することに留意し、以下のような取組を行う。

- ✓ 一度に入室する人数を減らし、密集・密接を防ぐ。
- ✓ 窓やドアを定期的に分けるなど、室内の換気を実施する。
- ✓ マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行うこと。

※ その他共用部、移動の車輦内でも上記④⑤の対策を徹底すること。

#### ⑥ その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等

職場において、従業員の日々の健康状態の把握に配慮する。また、従業員に対し、以下のような指導を行う。

- ✓ 咳エチケットを徹底する。
- ✓ 従業員による体温の測定と記録を実施する。
- ✓ 以下の場合には所属長への連絡と自宅待機を徹底する。
  - 発熱などの症状がある場合
  - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - 過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- ✓ 以下の場合には従業員から所属長に連絡の上保健所に問い合わせる。
  - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）や高熱等の強い症状がある場合
- 高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ✓ 出勤時、トイレ使用後、施設への入場時には手洗いや手指の消毒をする。
- ✓ 通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法を積極的に活用する。
- ✓ 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避ける。
- ✓ 従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。従業員に平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談することを促す。
- ✓ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ✓ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ✓ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
- ✓ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- ✓ 抗原簡易キットの購入にあたっては、
  - ① 連携医療機関を定める
  - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をする
  - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
- ✓ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URLを参照する。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>  
 （令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>  
 （令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）
- ✓ また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- ✓ 関係者（物流事業者、売買参加者、買出人など）自身による感染把握

- 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入を奨励する。COCOAを機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること。
- 関係者のQRコード読取の導入を推奨すること。

### （3）イベント開催要件・イベント開催に係る基本的な感染防止策

#### ア. イベントの開催要件

卸売市場における「市場まつり」等のイベントの開催要件は、以下のとおりとします。

これまで開催されている「市場まつり」等のイベントは、その多くが収容率上限や人数上限が設定されていません。また、参加者が自由に移動でき、入退場や区域内の適切な行動確保が困難なイベントもあります。

このため、「市場まつり」等のイベントは、十分な人と人との間隔（1m）を空ける設営を行うとともに、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断するものとします。

また、イベントの開催にあたっては、以下の「イ. イベント開催等に係る基本的な感染防止策」を参考に対策を講じることが求められます。

なお、1000人以上を超える大規模なイベントを実施する場合は、事前に開催について所在する都道府県と相談することが求められます。

イベントの種類 (会場等の収容人数が定まっている場合)	収容率上限		人数上限
	大声での歓声・声援等がない前提	大声での歓声・声援等がある前提	
	100%以内（席がない場合は適切な間隔）	50%以内（席がない場合は十分な間隔）	①収容人数 10,000人超 →収容人数の50% ②収容人数 10,000人以下 →5,000人

※ 収容率上限と人数上限のどちらか小さい方を限度とする（両方の上限を満たす必要）。

※ 酒類の提供等については都道府県の要請に基づき開催地域ごとに判断する。

#### イ. イベント開催等に係る基本的な感染防止策

- イベント主催者等は、以下の基本的な感染防止策の実施を含め、本ガイドラインに基づく行動をする。また、内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室が提示している「イベント開催時の必要な感染防止策」も適宜参照する。
- イベント参加者等も、以下の基本的な感染防止策の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動をする。
- 今後、新たなエビデンス等に基づき、感染防止策やそれに基づくイベント開催要件等を見直す。

## ① ウイルスを持ち込まない行動

### ✓ スタッフの体調管理

- スタッフの定期的な検温を実施する。
- 発熱など、体調の悪いスタッフはイベント等への参加を控える。

### ✓ 参加者の体調管理

- 参加者の入場時の検温を実施。
- 発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る。
- 入場料を徴収している場合、入場を断った際の払い戻し措置等を行う。
- ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

## ② 持ち込んでも感染させない行動

### ✓ マスク

- 熱中症対策等に必要な場合を除き、マスクの着用を奨励する。
- 着用していない者がいた場合は注意喚起、必要な場合はマスクを配布する。

### ✓ 大声抑制

- 模擬せり等における大声を抑制する（模擬せりのせり人は、参加者まで一定距離を確保する）。

### ✓ 手洗い・消毒

- こまめな手洗いを奨励する。
- 施設内のこまめな消毒を行うとともに、消毒液を設置し、手指の消毒を行う。

### ✓ 「三つの密」の回避

- 法令を遵守した空調設備を設置し、こまめな換気を行う。
- 入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接を回避する（密にならないよう、時間差入退場の工夫等を実施する）。

### ✓ 飲食の制限

- 飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食を制限する。
- 休憩時間中の食事等による感染防止を徹底する。

### ✓ 催物前後の行動管理

- イベント前後の感染防止の注意喚起を行う。
- 大声を出す者がいた場合に備え、個別に注意できる体制を整えておく。（特にイベント時などには、大声を出す者に注意喚起ができるように、警備員等に必要な指導を行う等、適切な体制を整備する必要がある。）
- ステージ等がある場合には、演者と観客の間に2m以上の距離を開ける。
- 演者と観客が講演前後や休憩時間問わず触合わないようにする。

### ③ 感染しても広げない行動

- ✓ 参加者・来場者の連絡先を把握する。
  - 事前予約制（WEB 予約の推奨）、又は入場時に氏名・連絡先の把握をする。
  - 参加者・来場者の氏名・連絡先の情報については取扱いに十分注意した上で、適切な期間、適切な方法で管理するものとし、感染者やクラスター等の発生の場合は管轄する行政機関に対して情報提供する。
- ✓ 参加者・来場者自身による感染把握
  - 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入を奨励する。COCOA を機能させるため「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること。
  - 参加者・来場者の QR コード読取の導入を推奨すること。

### ④ イベント等における飲食の提供

- ✓ 食べ物を配布する場合
  - イベント中など、会場での食事は控え、感染症対策が十分になされた飲食可能エリアをあらかじめ準備したうえで、そのエリア内で食事をするか、持ち帰りを行うようあらかじめアナウンスを行う。
  - 飲食する場合を除き、マスクは常に着用するようアナウンスを行う。
  - 顔の正面からできる限り 2m を目安に最低 1m 距離を確保することを含め真正面の配置を避け、人との十分な間隔を空けて座席配置とすることやテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置することなども検討する。
  - 混雑を避けるため、人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。
- ※ イベントに限らず、市場内における従業員による日常の飲食等についても上記の点に留意する。

## 4. おわりに

- 観客を招いてのイベント等を実施する場合には、本ガイドラインを遵守している旨を事前にホームページや SNS 等で公表してください。
- 各事業者においては、本ガイドラインで示した事項に基づいて卸売市場の業務を行うことにより、効果的な感染予防対策が図られることが期待されます。
- また、本ガイドラインと併せて、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」、感染リスクが高まる「5つの場面」を周知するなどの取組を行うよう、よろしくお願いします。
- なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向、ウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。
- 本ガイドラインのチェックリストを作成しますので、ご活用ください。

(以 上)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

尾内一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授

# 卸売市場における新型コロナウイルス感染症の 拡大を防止するためのチェックリスト

(令和3年12月14日作成)

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。  
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いてください。  
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。  
※ **本チェックリストは、厚生労働省が作成している「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を下に、卸売市場の新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの記載事項に合わせて作成しています。**

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ

項	目	確認
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくても隙間ができないよう適切にマスクを着用し、会話は短く切り上げることを求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、5についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(5) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
3 卸売市場における感染予防対策		
(1) 換気の徹底		
	・換気設備を適切に運転・管理し、室内の換気に努めている。	はい・いいえ
	・窓やドアを定期的に開放している。	はい・いいえ
(2) 社会的距離の確保(施設の規模等に応じて、取組を行う)		
	・適切にマスク(不織布、又は品質の確かなものが望ましい)を着用し、咳エチケットを徹底している。また、十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスク着用を行うようにしている。	はい・いいえ
	・施設内で大声を控えるなどの注意喚起などの掲示を行うとともに、人との間隔は、できるだけ2mを目安に(最低1m)適切な距離を確保する。また、整列する場合には人と人との十分は間隔を空けるよう列にマークを付ける等の工夫も検討するようになっている。	はい・いいえ

項	目	確認	
(3) 清掃・消毒(通常の清掃に加え、卸売市場の定期的かつこまめな消毒の取組を行う)	・従業員及び関係者の手洗い徹底とともに、手指の消毒設備を入口及び施設内に設置するようにしている。	はい・いいえ	
	・トイレについては、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すように表示し、多数の者が接触する場所は定期的に消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わないようにしている。	はい・いいえ	
	・特に、施設内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室)やウイルスが付着した可能性のある場所(トイレ、手すり、テーブル、椅子、調味料等)において消毒の徹底を図っている。	はい・いいえ	
	・鼻水、唾液などが付いたゴミの廃棄については、ビニール袋等に入れて密閉し縛るとともに、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、マスクや手袋を外した後は、石けんと流水で洗うようにしている。	はい・いいえ	
(4) 休憩スペースの管理	・一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話をしないようにしている。 (対面の場合、パーティションの設置も検討)	はい・いいえ	
	・休憩スペースは、常時換気するようにしている。	はい・いいえ	
	・共有する物品(テーブル、いす等)を、定期的に消毒している。	はい・いいえ	
	・従業員及び関係者が使用する際は、入退室の前後に手洗いをしてしている。	はい・いいえ	
4 従業員の感染予防・健康管理			
(1) 新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識の周知徹底	・従業員に対し、新型コロナウイルス感染予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止を徹底させるため必要な指導・教育を行うこととしている。	はい・いいえ	
	(2) 従業員への飛沫感染と接触感染の防止	・従業員による適切なマスク、フェイスシールド等の着用や、換気(適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気。こまめな換気の場合、1時間に2回以上、かつ1回に5分以上)、必要に応じ手袋の着用やこまめな手洗い、消毒を徹底することにより、飛沫感染と接触感染の防止を図ることとしている。	はい・いいえ
		・マスクをしていても大声を控え、会話を短く切り上げるようにすることとしている。	はい・いいえ
・従業員のユニフォームや衣料はこまめに洗濯するように指導することとしている。		はい・いいえ	
(3) 対人距離の確保	・従業員が業務において他の従業員や関係者との対人距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導することとしている。	はい・いいえ	
	・人と人が対面する場合には、三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図ることとしている。	はい・いいえ	
	・支払いが発生する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励し、難しい場合には現金の受け渡しにコイントレーを活用するようにしている。	はい・いいえ	
(4) 休憩スペース等の管理	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事をしないようにしている。	はい・いいえ	
	・休憩スペースは、常時換気するようにしている。	はい・いいえ	
	・共有する物品(テーブル、いす等)を定期的かつこまめに消毒するようにしている。 また、入退室の前後に手洗いをするようにしている。	はい・いいえ	
	・マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用をするようにしている。	はい・いいえ	
(5) 更衣室の管理	・一度に入室する人数を減らし、密集・密接を防ぐようにしている。	はい・いいえ	
	・窓やドアを定期的には開けるなど、室内の換気を実施するようしている。	はい・いいえ	
	・マスクを外す機会が多いことが想定されるので、特に会話時などは必ずマスク着用を行うようになっている。	はい・いいえ	

項 目	確認
(6) その他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導等	
・咳エチケットを徹底している。また、従業員による体温の測定と記録を実施している。	はい・いいえ
<p>・以下の場合には、所属長への連絡と自宅待機を徹底している。</p> <p>①発熱などの症状がある場合  ②新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合  ③過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合</p>	はい・いいえ
<p>・以下の場合には、従業員から所属長に連絡の上、保健所に問い合わせることとしている。</p> <p>①発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続した場合  (解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)  ②息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)や高熱等の強い症状がある場合  ③高齢者や妊娠中の女性、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合</p>	はい・いいえ
・出勤時、トイレ使用后、施設への入場時には手洗いや手指の消毒をするようにしている。	はい・いいえ
・通勤時には、時差通勤や公共交通機関を利用しない方法を積極的に活用するようにしている。	はい・いいえ
・疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を避けるようにしている。	はい・いいえ
・従業員1人1人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなどの健康管理を行い、平熱を超える発熱や風邪症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談することを促すようにしている。	はい・いいえ
・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握するようにしている。	はい・いいえ
・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底している。	はい・いいえ
・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施するようにしている。	はい・いいえ
・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施するようにしている。	はい・いいえ
<p>・抗原簡易キットの購入にあたっては以下で行うようにしている。</p> <p>① 連携医療機関を定める。  ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をする。  ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いる。</p> <p>これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、以下URLを参照するようにしている。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf</a>  (令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</a>  (令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)</p>	はい・いいえ
・寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討するようにしている。	はい・いいえ
<p>・関係者(物流事業者、売買参加者、買出人など)自身による感染把握を奨励・推奨している。</p> <p>①接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの導入を奨励する。  COCOAを機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること。  ②関係者のQRコード読取の導入を推奨すること。</p>	はい・いいえ

項 目	確認
5 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	
・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクを外すよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

# 卸売市場におけるイベント開催での 新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト

(令和3年12月14日作成)

○令和2年9月19日から適用となるイベント開催について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から都道府県に示された感染防止策チェックリストを下に、卸売市場におけるイベント開催の際の**新型コロナウイルス感染防止策チェックリスト**で**事前確認**いただくことを目的に作成しています。

項	目	確認
STEP1 チェックリスト記入前のイベントの情報の準備内容		
(1)開催日時、会場		
	・開催日時:開始時間と終了時間。複数回開催の場合は別途開催一覧の作成。	
	・開催会場:会場所在地	
(2)収容率・収容人数、主催者情報		
	イベントの種類(会場等の収容人数が定まっている場合)	
	・収容率上限 ①大声での歓声・声援等がない前提(100%以内(席がない場合は適切な間隔)) ②大声での歓声・声援等がある前提(50%以内(席がない場合は十分な間隔))	
	・収容人数上限 ①収容人数 10,000人超→収容人数の50% ②収容人数 10,000人以下→5,000人	
	※収容率上限と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。(両方の上限を満たす必要) ※酒類の提供等については都道府県の要請に基づき開催地域ごとの判断する	
	・主催者:主催者所在地、主催者の電話番号・メールアドレス、開催案内のURL	

項 目	確認
STEP 2 イベントの開催要件・イベント開催に係る基本的な感染防止策	
(1) イベントの開催要件	
・卸売市場における「市場まつり」等のイベントの開催にあたっては、「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」を参考に対策するようにしている。	はい・いいえ
・1,000人以上を超える大規模なイベントを実施する場合は、事前に開催について所在する都道府県と相談するようにしている。	はい・いいえ
(2) イベントの開催等に係る基本的な感染防止策	
・イベント主催者等は、基本的な感染防止の実施も含め、ガイドラインに基づく行動をするようにしている。	はい・いいえ
・イベント参加者等も、基本的な感染防止の遵守を含め、「新しい生活様式」に基づいた行動をするようにしている。	はい・いいえ
(3) ウイルスを持ち込まない行動	
・スタッフの定期的な検温を実施するようにしている。	はい・いいえ
・発熱など、体調の悪いスタッフはイベント等への参加を控えるようにしている。	はい・いいえ
・参加者の入場時の検温を実施するようにしている。	はい・いいえ
・発熱など、体調の悪い参加者にはイベント等への参加を断るようにしている。	はい・いいえ
・入場料を徴収している場合、入場を断った際の払い戻し措置を行うこととしている。	はい・いいえ
(4) マスク着用の奨励	
・熱中症対策等に必要な場合を除き、マスクの着用を奨励するようにしている。	はい・いいえ
・マスク着用していない者がいた場合には注意喚起を行い、必要場合はマスクを配布するようにしている。	はい・いいえ
(5) 大声抑制の奨励	
・模擬せり等における大声を抑制するようにしている。 (模擬せりのセリ人は、参加者まで一定距離を確保する)	はい・いいえ
(6) 手指消毒・消毒の徹底	
・こまめな手洗いを奨励するようにしている。	はい・いいえ
・施設内のこまめな消毒を行うとともに、消毒液を設置し、手指消毒を行うようにしている。	はい・いいえ
(7) 換気	
・法令を遵守した空調設備を設置し、こまめな換気を行うようにしている。	はい・いいえ
(8) 密集の回避	
・入退場時や休憩時、待合場所等における密集・密接を回避するようにしている。(密にならないよう、時間差入退場の工夫等を実施している)	はい・いいえ
(9) 飲食の制限	
・飲食のための感染防止策を講じたエリア以外での飲食を制限するようにしている。	はい・いいえ
・休憩時間中の食事等による感染防止を徹底するようにしている。	はい・いいえ

項 目	確認
<p>(10) 催事前後の行動管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 226 1289 297">・イベント前後の感染防止の注意喚起を行うようにしている。</li> <li data-bbox="188 297 1289 369">・大声を出す者がいた場合に備え、個別に注意できる体制を整えることとしている。</li> <li data-bbox="188 369 1289 441">・ステージ等がある場合には、演者と観客の間に2m以上確保するようにしている。</li> <li data-bbox="188 441 1289 495">・演者と観客が講演前後や休憩時間を問わず触合わないようにしている。</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>
<p>(11) 参加者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 551 1289 607">・可能な限り事前予約制(Web 予約の推奨)、又は入場時に氏名・連絡先を把握するようにしている。</li> <li data-bbox="188 607 1289 719">・参加者・来場者の氏名・連絡先の情報については取扱いに十分注意した上で、適切な期間、適切な方法で管理するものとし、感染者やクラスター等の発生の場合は管轄する行政機関に対して情報提供を行うようにしている。</li> <li data-bbox="188 719 1289 819">・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの導入を奨励するようにしている。 ※「電源及びBluetoothをONにした上でマナーモード」にすることを推奨している。</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>
<p>(12) イベント等における飲食の提供(食べ物を配布する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 875 1289 976">・イベント中など、会場での食事は控え、感染対策が十分になされた飲食可能エリアをあらかじめ準備したうえで、そのエリア内で食事をするか、持ち帰りを行うようあらかじめアナウンスを行うようにしている。</li> <li data-bbox="188 976 1289 1032">・飲食する場合を除き、マスクは常に着用するようにアナウンスを行うようにしている。</li> <li data-bbox="188 1032 1289 1144">・人との十分な間隔を開けて座席配置とすることやテーブル上に区切りのパーテーション(アクリル板等)を設置することなども検討するようにしている。</li> <li data-bbox="188 1144 1289 1234">・混雑を避けるため、入場制限や利用時間をずらす工夫をするようにしている。</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>
<p>(13) ガイドライン遵守の旨の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 1290 1289 1395">・観客を招いてのイベント等を実施する場合には、ガイドラインに従った取組を行う旨を事前にホームページやSNS等で公表をするようにしている。</li> </ul>	<p>はい・いいえ</p>

項 目	確認
STEP 3 チェック項目を満たさない場合	
<p data-bbox="193 219 1468 280">・(1)ステップ2 の各チェック項目を満たさない場合には、下記に、当該項目を満たさなくても感染防止対策上、問題がないと考えられる事由として記入するようにしている。</p>	